

小田原市人権施策推進懇談会（第2回） 会議録

■日 時 平成27年8月28日（金） 午前9時30分～11時30分

■会 場 小田原市役所本庁舎 3階 301会議室

■出席者

委 員：吉田座長、井上構成員、大石構成員、斎藤構成員、高野構成員、

出口構成員、泰田構成員（欠席者：高橋構成員、成木構成員、樋口構成員）

事務局：【職員課】瀬戸副課長

【人権・男女共同参画課】杉山課長、高橋係長、久保寺主査、一寸木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

報告事項

事務局（杉山課長）（報告）

本日は7名の出席者がおり、構成員が2分の1以上出席していることから小田原市人権施策推進懇談会設置要綱第7条の規定により、会議が成立したことを報告し、配布資料について確認した。

議題（1）女性の人権に関する所管課の取組について

事務局（瀬戸副課長）（資料をもとに説明）

小田原市におけるハラスメントの取組状況についての基本事項、相談窓口、研修等の開催状況、今後の取組予定、ハラスメントが生じた場合の相談・苦情の流れについて説明した。

吉田氏（質問）

相談件数は何件か。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

人事面、健康面などの相談の中でハラスメントの話が出ているということもあるので件

数は把握していない。相談・苦情処理委員会での処理件数は平成 22 年度 4 件、平成 23、24、25、27 年度は 1 件ずつとなっている。

吉田氏（質問）

どういうルートであがってきたものなのか。どこが受けているのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

相談・苦情処理委員会にあがってきているものでいうと、本人から半数、周囲の職員からが半数となっている。職員課人事研修係と給与福利係で受けている。

吉田氏（質問）

相談・苦情処理委員会以外の件数は把握していないのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

把握していない。本人が納得できず、相談・苦情処理委員会にあがった案件を 1 件とカウントしている。

吉田氏（質問）

相談・苦情処理委員会までいかない案件でも、相談があった場合どのような処理になったのかがわからず、とても数が少なく見える。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

そのとおりだと思う。相談内容がハラスメントに該当しない場合もあり、件数としては把握しにくい。

吉田氏（質問）

申し立て時に書式とかは用意されていないのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

書式はある。

吉田氏（質問）

以前から含めて 3、4 回述べているが、相談窓口に行きづらいのではないかと、内部組織を通さなければ相談できないというのは相談しづらい環境があるのではないかと。要綱を変え、組織を変えるというのは難しいのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

外部として「心の相談室」があり、相談者のプライバシーは守られている。ただ相談者が職員課に伝えてほしいということであればカウンセラーから伝えている。

吉田氏（質問）

内部組織に関わらずに上に相談内容をあげる仕組みがない。通常は上司などには分からないように、現場から直接、委員会にいける仕組みをつくっておくべきだと思うがそれがない。大学では、学部に担当者がいるが、単に記録をするだけで委員会にあがるまで誰も触れていない。守秘義務がかかっている。

誤解があって処分する必要がない場合も委員会からは情報が出ないようになっている。市にはそういうシステムがなく、直属の上司が受け付けることが多いということと、相談窓口が市役所という内部だけで、外部がない。何度も指摘しているがなかなか改善されない。苦情処理をしたものだけをカウントしているため、件数が少なく、実働していないように見える。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

数が限定されているため、そのようにとられるのは分かるが、全く相談ができていないということではない。直属の上司に言えない場合は職員課長にメール等で相談できる。委員会に至らない案件も件数としてカウントできるよう検討したい。

吉田氏（質問）

穏便に相談で解決しようと考えたと、申し立てした人の趣旨とは違う取扱いになることもある。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

ご意見として聞いておく。

出口氏（質問）

相談・苦情処理委員会のメンバー構成は、また、職員懲戒分限審査委員会のメンバー構成はどうなっているのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

相談・苦情処理委員会は、両副市長、企画部長、企画部副部長、職員課長、女性職員がいない場合は女性職員も入れることとしている。職員懲戒分限審査委員会は、両副市長、企画部長、総務部長、企画部副部長である。

出口氏（質問）

メンバーが重複している。市長を経由しても結論が同じになるのではないか。処分についての不服申し立てはできるのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

行政処分であることから市長に対して不服申し立てはできる。

吉田氏（質問）

委員会のメンバーが申立者の上司になることはあるのか。もし直属の上司になったらどうするのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

今まではなかったが、そうなったら検討しなければいけない。

吉田氏（質問）

メンバーのうち女性は半分ぐらいいるのか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

要綱上では女性を1名だけ入れることになっており、検討していかなければならないと思う。

斎藤氏（質問）

処分された職員数は何人か。ハラスメントは女性が被害者という見方が強いが男性もいると思う。比重はどうか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

処分は1件である。ハラスメントに関する相談は男女半々ぐらいである。

大石氏（質問）

パワハラは上司には言えない。査定にも関わるので第三者機関がないと利用できないと思う。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

必ずしも上司が相談を受けるとは限らない。

吉田氏（質問）

福岡であった事例だが、相談をしていることを会社も承知していたが、相談者がトラブルメーカーとみられたケースがある。そういう意味で第三者機関が必要かと思うが、そのような意識が感じられない。数十年前の議論を聞いているようだ。件数からしてありえない。機能していないのではないか。

事務局（瀬戸副課長）（回答）

そもそもハラスメントが起きないように取り組むことが重要のように思う。機能していないとは思っていない。

出口氏（意見）

第三者委員など外部に任せるのは非常に困難であるが、カウンセラーという手段はある。私たちの職場には相談員を置いている。所属長を経由せずに相談できる体制があればよいのではないか。

事務局（高橋係長）（資料をもとに説明）

パープルリボン・プロジェクト、DV相談、婦人相談、人権関係の講演会について説明した。

大石氏（質問）

DV相談件数の中で、外国籍住民の相談件数はカウントしているのか。

事務局（高橋係長）（回答）

カウントはしていないが相談はある。

大石氏（意見）

在留資格を盾にしたDVが多く、相談が多い。

吉田氏（意見）

国際人権委員会で、外国籍女性のDVが取り上げられて、大きな国際問題となっている。

事務局（高橋係長）（回答）

子どもがいることもあり、子どもの人権と合わせて問題となっている。

出口氏（質問）

相談件数から見ると婦人相談員1人では少ない。フォロー体制はできているのか。

事務局（高橋係長）（回答）

市では人権・男女共同参画課と一体であるため、代わりに女性の事務職員が対応することもある。

泰田氏（質問）

一時保護や施設でどのように保護されるのか、自立するまで確認しているのか。

事務局（高橋係長）（回答）

一時保護施設いわゆるシェルターは、次の先の身の振り方を考えるためのまさに一時入所なので、お金を持っていない人の場合は、生活保護を利用してアパートを見つけ、施設退所となる。

井上氏（質問）

人権関係の講演会の出席は職員の出席が多く、その他の人が少ない。会場はどこか、案内はどのようにしているのか。

事務局（高橋係長）（回答）

会場は、基本的に本庁舎を使用している。広報は、市ホームページ、広報おだわらや男女共同参画セミナーの中で宣伝している。

事務局（高橋係長）（資料をもとに説明）

男女共同参画社会づくり啓発イベント「スプリングトーク」、女性問題情報紙「おだわらの風」、女性団体代表者会議の開催、男女共同参画社会に関する調査研究、女性問題に関する図書・資料・情報の提供について説明した。

出口氏（質問）

スプリングトークは来てほしいターゲットがあると思うが、どういう人が参加しているのか。

事務局（高橋係長）（回答）

できるだけ若い世代や男性にもきてほしいと考えているが、実際は、年齢層が高く、50代以上が多い。ターゲットは考えており、若い人にも知名度のある人を選んでいる。若い人に絶大な人気のある講師というわけではない。ただ、平成24年度は子育て世代に絞り、実施してみた。しかし、やはり集客としては少なかった。

吉田氏（質問）

平成 24 年度のスプリングトークは女性が多かったのか。

事務局（高橋係長）（回答）

平成 24 年度のスプリングトークはお父さんも来てくれていた。

吉田氏（質問）

「おだわらの風」は、配布方法を変えたことで一般の人への目に触れにくくなったのではないか。

事務局（高橋係長）（回答）

公共施設や街中のお店が協力をしてくれた。自治会の回覧では早く回すことだけを考えて見てもらえないことから考えると、実際手に取ってもらった方が、読む人は増えているのではないか。

吉田氏（質問）

研究部会では、政策立案できたものは何かあるのか。

事務局（高橋係長）（回答）

平成 25 年度までは、成果物を作成したり、調査結果の報告に留まっていた。政策立案はこれからである。

吉田氏（質問）

図書・資料・情報の提供では予算はついていないようだが、図書館はどうなのか。

事務局（高橋係長）（回答）

次回で図書館が出席することとなっている。ここでは当課での取組を示しているが予算が全くないわけではない。

議題（2）その他

事務局（久保寺主査）（説明）

第 3 回の日程は 10 月 26 日（月）10 時から正午までとする。内容は引き続き「女性の人権」であることを説明した。

以上